

○日影規制

日影規制の制度は、住居系用途地域等において、中高層の建築物の建築によって生ずる日影を一定の基準の下に規制することにより、その建築物の周辺の日照条件の悪化を防ぎ、良好な住居環境を保つことを直接の目的とし、通風、採光、プライバシー等の保護にも貢献することを狙いとして、必要最低限の建築基準として定められたものです。

奥州市の日影規制の制限については、岩手県建築基準法施行条例（平成12年県条例第37号）で次のとおり定められております。

用途地域	制限を受ける建築物	平均地盤高からの高さ (測定地盤面)	制限される日影時間	
			敷地境界線からの水平距離が10m以内の範囲における日影時間	敷地境界線からの水平距離が10mを超える範囲における日影時間
第一種低層住居専用地域	・軒の高さが7mを超える建築物 ・地階を除く階数3以上の建築物	1.5m	4時間	2.5時間
第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	・高さ10mを超える建築物	4.0m	4時間	2.5時間
第一種住居地域 第二種住居地域	・高さ10mを超える建築物	4.0m	5時間	3時間
用途地域の指定のない区域	・高さ10mを超える建築物	4.0m	5時間	3時間

○建築基準法上の道路の種別と接道義務

都市計画区域内の建築物の敷地は、以下の建築基準法上の道路に、一般住宅等の場合は2m以上、興行場、百貨店等は7m以上接する義務があります。

なお、道路の幅員が4m以下の場合は、特定行政庁（岩手県県南広域振興局土木部建築指導課又は奥州市都市整備部都市計画課）へ取り扱い協議が必要になります。

法令種別	一般呼称の種別	内 容
1項1号	1号道路	道路法による道路 (例) 国道・県道・市道（幅が4m以上のもの）
1項2号	2号道路	都市計画法、土地区画整理法、都市開発法等による道路 (例) 都市計画事業、土地区画整理事業等により築造されるもの
1項3号	既存道路	建築基準法施行時にすでにあった道路 (例) 幅員4m以上のもので、現に一般交通の用に供しているもの
1項4号	計画道路	都市計画法、土地区画整理法、都市再開発法等で2年以内に事業が行われるものとして、特定行政庁（県）が指定したもの
1項5号	位置指定道路	特定行政庁が位置指定をした4m以上の私道 (例) 宅地造成と併せて造られた私道（指定基準があるので留意が必要）
2項	みなし道路 (2項道路)	都市計画区域及び準都市計画区域の指定の際、すでに建築物が立ち並んでいた幅員4m未満の道で、特定行政庁が指定したもの (その中心線から2mの線を道路境界線とみなす。ただし、片側ががけ地等の場合はがけ地から4mの線)
3項	3項道路	土地の状況により将来的に拡張困難な2項道路の境界線の中心線より1.35m以上2m未満に水平距離を指定した道。
4項	4項道路	6m区域内の特定行政庁が認めた道で、下記各号の-に該当するものとして指定したもの 1号：周囲の状況により、避難・通行の安全上支障がないと認められた道 2号：地区計画等により定められ、築造される道 3号：6mの区域指定時に現に道路とされていた道
5項	5項道路	6m区域指定時に現に存していた道（4項3号）で、幅員4m未満の道は指定時に境界線とみなされていた線を境界線とする。
6項	6項道路	2項の規定により岩手県建築審査会の同意を得た、幅員1.8m未満の道を指定したもの (例) 古い城下町などで民家が両側に建て込んでいるようなところ